

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、マスク着用やこまめな換気など「新しい生活様式」への移行に伴って増加が予想されるエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減を目的として、県内中小事業者が行う空調設備の更新等に対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「県内中小事業者」とは、別表1に定める中小企業等及び個人事業者であつて、山形県内に事業所を有するものをいう。

2 「事業所」とは、自社が所有する既設の事務所や工場などをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表2に掲げる省エネルギー診断を平成29年4月1日から実績報告までの間に受診し、事業所の省エネルギー対策を行う県内中小事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表3の上段に掲げる省エネ対策のうち、下段の要件をすべて満たす事業とし、かつ、次条に規定する補助対象経費が30万円以上の事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表4のとおりとし、補助金の額は補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）と100万円のうち、いずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書を知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 第1項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

- (2) 事業費内訳書（様式第2号）
 - (3) 平成29年4月1日以降に受診した省エネルギー診断結果（交付申請時点で未受診の場合は、省エネルギー診断実施機関が発行した実施日時の記載がある通知）の写し
 - (4) 見積書（発行から3か月以内のもの）2者分
 - (5) 会社概要（会社案内パンフレット等）
 - (6) 法人にあつては登記簿謄本又は現在事項全部証明書、個人事業者にあつては住民票の写し（発行から3か月以内のもの）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居住地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等）
 - (7) 口座振込申出書（様式第3号）
 - (8) 振込先の通帳の写し
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請者は、交付申請に当たっては、前項第4号の見積書（2者分）のうち補助対象経費が低い方を見積金額を用いるものとするが、交付決定を受けた補助対象設備の発注は、いずれの販売事業者でも可とする。
- 4 申請者は、交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助事業の変更等）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とし、補助事業の変更にあつては、交付申請の際に提出したエネルギー使用量及びCO₂排出量の削減効果を下回らないように変更しなければならない。

- (1) 補助対象経費の総額の20%以上の減
 - (2) 補助対象経費区分（その他の経費を除く）の相互間の20%を超える額の流用に伴う増減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 変更理由及び変更内容
 - (2) 事業計画の概要
 - (3) 変更理由を証する書類（経費配分表、見積書、契約書、その他）

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 補助事業者は、規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を知事に提出し指示を受けなければならない。

(交付の条件)

第10条 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (2) 補助事業による設備等整備後、省エネルギーその他知事が必要と認める項目について効果測定を行い、別に定めるところにより知事に報告すること。
- (3) この要綱により補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、補助事業の内容、省エネルギーの実績値等を県が公表することに同意すること。
- (4) 「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」に参加し、継続して省エネルギーに取り組むこと。
- (5) 省エネ等に関する運動など、県が実施する事業に参加協力を求めた場合は、可能な限りこれに応ずること。

(交付の決定等)

第11条 知事は、第6条第1項に規定する交付申請期間中に交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは交付申請のあったものから先着順に、予算の範囲内において交付の決定を行う。

2 知事は、第6条第1項に規定する交付申請期間中であっても、交付申請に係る額の合計額が予算額に達した場合には、達した日の翌日以後受付を停止する。この場合、予算額に達した日の交付申請が複数あるときは、県による厳正な抽選により交付の決定を行う。

3 知事は、前2項による交付決定に当たっては、第6条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ

控除税額を減額するものとする。

- 4 知事は、第6条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第12条 知事は、前条により補助金の交付決定を行ったときは、その決定内容及びこれに付した条件を当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の着工)

第13条 補助事業着工日は、補助金の交付対象となる設備の設置等に着工した日とし、当該着工日は交付決定日以降とする。

(申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、交付決定前に当該申請を辞退する場合は、補助金交付申請辞退届(様式第7号)を知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者等は、補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定通知を受けた日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了時に視認できない補助対象物などの状況について、補助金状況報告書(様式第8号)により、当該状況発生後速やかに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告に基づき、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。この場合、補助事業者は遅滞なくこれに応ずること。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和3年2月26日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

- 2 第1項の報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 事業実績内訳書(様式第10号)
- (3) 補助事業の実施を示す写真(施工前状況写真、施工中写真及び完成写真)
- (4) 工事契約書の写し

- (5) 工事完了日を確認できる書類の写し（完了報告書等）
- (6) 完了検査実施を証する書類（検査報告、検査状況写真など）
- (7) 補助事業に係る請求書及び領収書（いずれも補助事業者自身以外が発行したものの写し
- (8) 省エネルギー診断結果の写し（交付申請時点で未受診であった場合）
- (9) 山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度登録申込書（交付申請時点で参加していない場合）
- (10) その他知事が必要と認めるもの

3 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第4項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第17条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（支払い）

第18条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（財産の管理）

第19条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業の完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 補助事業者が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第11号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(交付の決定の取消)

第21条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項各号の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第22条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(帳簿等の保管)

第23条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(適用除外)

第24条 この要綱に基づき補助対象とした設備は、国及び県が実施する他の補助事業等との併用はできない。

(書類の提出先等)

第25条 本事業に係る書類は、環境エネルギー部環境企画課に提出するものとし、提出部数は別に指示がある場合を除き1部とする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
以下の 場合対象 (個人事業を含む) 資本金・従業員規模の一方が、右記	製造業、建設業、運輸業	3 億円	300 人
	卸売業	1 億円	100 人
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000 万円	100 人
	小売業	5,000 万円	50 人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円	900 人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	300 人
	旅館業	5,000 万円	200 人
	その他の業種 (上記以外)	3 億円	300 人
その他の 法人	医療法人、社会福祉法人、学校法人	—	300 人
	商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	—	100 人
	中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	—	その法人の主たる業種 (上欄) に記載の従業員規模以下
	特別の法律によって設立された組合又はその連合会		
	特定非営利活動法人		

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	内 容
省エネルギー診断	1 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断 2 中小企業等に対する省エネルギー診断事業 (省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業) による診断

別表3（第4条関係）

区 分	内 容
補助対象となる省エネ対策	1 空調設備（エアコン）の更新 2 窓及びガラスに対する断熱及び遮熱（高断熱窓への交換、樹脂サッシへの交換、断熱・遮熱ガラスへの交換、内窓の取付、ガラスへの断熱・遮熱フィルムの貼付 等）
補助の要件	1 次の（1）～（3）をすべて満たす事業 （1） 県内中小事業者における省エネルギー設備への更新等であって、エネルギー使用量及びCO ₂ 排出量の削減効果が明確であること。 （2） 事業終了後、定められた期日までに実績報告を行うことができるものであること。 （3） 第三者の関係にある、県内に事業所を有する施工業者による施工（設計を含む）であること（自社、親会社、子会社及び関連会社による施工は不可）。

別表4（第5条関係）

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料・システム等の設計費
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据付け等に係る経費
工事費	補助事業の実施に必要な配管・配電等の工事に係る経費

《対象外となるもの》

- ※ 過剰設備、将来用設備、兼用設備、予備設備等
- ※ 既存設備の撤去費用、土地の取得及び賃借料
- ※ 故障・破損している既存設備の更新
- ※ 中古品への更新

省エネ効果 (原油換算 kℓ)	区 分	現在 ①	改修後 ②	削減量 ③ (①-②)	省エネ率(%) ④ (③/①)
	対象箇所の 年間エネルギー使用量				
CO ₂ 削減効果 (CO ₂ 換算値 t-CO ₂)	区 分	現在 ⑤	改修後 ⑥	削減量 ⑦ (⑤-⑥)	削減率(%) ⑧ (⑦/⑤)
	対象箇所の CO ₂ 排出量				
補助対象経費	万円	削減量③(kℓ) / 補助対象経費 (万円)	kℓ/万円	削減量⑦(t-CO ₂) / 補助対象経費 (万円)	t-CO ₂ /万円
補助事業の工期	着工予定日	令和 年 月 日	完了予定日	令和 年 月 日	
補助対象経費 (A)	円	補助金交付申請額 (B) ※ (A) × 1/3		円 ※上限 100 万円。千円未満切捨	

※ 業種は日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類を記入すること。

※ 省エネルギー量の計算は原油換算値、CO₂排出量の計算はCO₂換算値で行うこと。

※ 補助対象設備が複数ある場合（例：エアコンの更新 + 高断熱窓への更新 等）や複数事業所での施工の場合は、それぞれの省エネ効果や経費等がわかる内訳資料を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金事業費内訳書

区分	内容	仕様	単位	数量(A)	単価(B)	金額(C) (A) × (B)	補助対象経費	補助金交付 申請額	備考
設計費								/	
設備費									
工事費									
小計									
消費税額							—		
合計									

※ 見積書（2者分）、カタログ等、積算根拠となる資料を添付すること。

※ 補助対象経費は、金額(C)のうち、撤去費などの補助対象外経費を除いたものを記載すること。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

口座振込申出書

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

記

銀行名		本・支店名	
預金種目	当座預金 / 普通預金		
口座番号			
フリガナ			
口座名			

※ 振込先の通帳の写し（上記内容が確認できる部分）を添付してください。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金
事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

計画変更の内容

項 目	変更後	変更前	変更理由
①工事完了予定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
②変更概要			
設備種類・仕様 工事内容など			
補助対象経費	円	円	
③補助金交付申請額	円	円	
④その他（具体的に記載してください）			

※ 「変更の理由」は詳細に記載し、変更の理由を証する書類を添付すること。（経費の配分表、見積表、契約書、その他）

※ この用紙に記載しきれない場合は、内容のわかるものを添付してください。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり計画を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の内容	

※ 「中止（廃止）の理由」及び「中止（廃止）の内容」は詳細に記載し、中止（廃止）の理由を証する書類を添付すること。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金
補助事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況 (実施状況の結果と今後の計画等を詳記)	
2 補助事業に要した経費	
3 遅延等の内容及び原因	
4 遅延等に対する措置	
5 補助事業の遂行及び完了の予定	

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金
交付申請辞退届

令和 年 月 日付で提出した令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金交付申請について、同補助金交付要綱第14条の規定に基づき下記のとおり辞退したいので届け出ます。

記

辞退理由（辞退する理由を具体的に記入してください。）

山形県知事 吉村 美栄子 殿

（申請者）

住 所

氏 名

印

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第15条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

対象設備	
補助対象物 などの状況	

※視認できる時点の施工状況写真を添付すること。

様式第9号（第16条関係）

令和2年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金
事業実績書

導入した設備及び法定耐用年数 （全導入設備について記載すること）		設備名： 耐用年数：		
補助対象設備の設置場所 （申請者住所と同じ場合は記入不要）				
施工業者名・住所		業者名： 住所： <input type="checkbox"/> 自社施工又は親会社・子会社・関連会社による施工ではない。 ※確認のうえ、□にチェックすること。		
補助事業の工期	着工日	令和 年 月 日	完了日	令和 年 月 日
事業費支払（予定）日	令和 年 月 日	領収書提出予定日 ※実績報告に添付できない場合 記載すること。	令和 年 月 日	
補助対象経費（A）	円	補助金額（B） ※（A）× 1/3	円 ※上限100万円。千円未満切捨	

様式第 10 号 (第 16 条関係)

令和 2 年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金事業実績内訳書

区分	内容	仕様	単位	数量(A)	単価(B)	金額(C) (A) × (B)	補助対象経費	補助金交付 申請額	備考
設計費									
設備費									
工事費									
小計									
消費税額							——		
合計									

※ 見積書、カタログ等、積算根拠となる資料を添付すること。

山形県知事 吉村 美栄子 殿

(申請者)
住 所
氏 名 印

令和 2 年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 2 年度「新・生活様式」CO₂削減推進事業費補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 20 条の規定に基づき下記のとおり承認の申請をします。

記

1 取得価格

2 処分の理由

3 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	----	-----

その他については具体的に記入してください。

[]

4 処分対象財産の状況

当該財産を処分したことにより得た収入 (A) ※	補助事業完了後に加えられた加工費、 処分のための撤去費 等の経費 (B)	当該財産に係った 補助対象経費 (C)	C に対する当該補助 金の確定額 (D)	納付金額 (E) = (A - B) D / C

※ 目的外使用する場合は、減価償却した後の価格を持って処分したことにより得た収入とみなす。